

「神戸市女性のつながりサポート事業（SNS相談、相談支援業務）」委託にかかる 実施要領（公募型プロポーザル）

本要領は、「コロナ禍で困難を抱える女性に対する相談支援業務」（以下、「本業務」という。）を受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

- ①神戸市女性のつながりサポート事業（SNS相談業務）
- ②神戸市女性のつながりサポート事業（相談支援業務）

2 業務の概要

（1）業務内容

「神戸市女性のつながりサポート事業（SNS相談業務）」及び「神戸市女性のつながりサポート事業（相談支援業務）」の仕様書のとおり

（2）委託契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日

（3）事業規模（契約上限金額）

- ① 金4,000,000円（消費税を含む。）
- ② 金7,000,000円（消費税を含む。）

※②のうち生理用品購入・配送代は4,000,000円（消費税を含む。）とすること。
①と②の2事業の提案，①と②のうちの1事業の提案，いずれも可とする。
委託事業完了後，委託料を精算し，余剰金が生じた場合は返還すること。
契約の締結については，令和4年度予算の可決成立，及び国の地域女性活躍推進交付金の交付決定を条件とする。

（4）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は，契約金額に含まれるものとし，神戸市は，契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき，本業務は令和4年度事業として委託契約を締結するものとし，契約内容は神戸市と協議のうえ仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお，契約の締結に際し，万一，応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結をしないことがある。

（2）その他

契約締結後，当該契約の履行期間中に受注者が，神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは，契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) NPO(特定非営利法人)、社団法人、財団法人、社会福祉法人などのほか、法人格を持たない任意団体を含む、民間団体を対象とする。株式会社等の民間企業は対象外とする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 参加申請関係書類の受付期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (5) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。

5 スケジュール(予定)

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 実施要領等の配布開始 | 令和4年3月8日(火) |
| (2) 質問受付期限 | 令和4年3月15日(火) |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 令和4年3月29日(火) |
| (4) 選定結果通知・契約締結 | 令和4年4月上旬 |
| (5) 事業開始 | 令和4年5月上旬 |
| (6) 事業実施期間 | 令和5年3月31日(金)まで |

6 実施要領等に関する質問

- (1) 受付期間
令和4年3月8日(火)から令和4年3月15日(火)まで
- (2) 提出方法
質問票(様式第4号)に質問事項を記入し、下記担当課宛に電子メールで提出すること。件名は「①神戸市女性のつながりサポート事業(SNS相談業務)」「②神戸市女性のつながりサポート事業(相談支援業務)」とする。
【担当課】神戸市企画調整局男女共同参画センター
電子メール: danjyo@office.city.kobe.lg.jp
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項について令和4年3月15日(火)までに、応募者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信する。また、質問した事業者名は公表しない。
なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。
- (4) その他
神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

7 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和4年3月8日(火)から令和4年3月29日(火)午後5時まで

(2) 提出先アドレス及び提出場所 本要領「11」のとおり

(3) 提出方法

①参加申請に関する資料

持参もしくは郵送・宅配による紙資料の提出とする。持参による場合は、事前に電話連絡のうえ、土日祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時の間に持参すること。郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法により、令和4年3月29日(火)午後5時までに上記提出場所に必着とする。

②企画提案に関する資料

Eメールによるデータの提出とする。令和4年3月29日(火)午後5時までに上記提出先アドレス宛にデータを提出する。

(4) 提出書類

①参加申請に関する資料(以下に掲げる書類の原本1部を提出)

ア 参加申請書(様式1号)

イ 提案者概要(様式2号)

ウ 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式3号)

エ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式第4号)

オ 質問票(様式5号)

カ 企画提案書(様式6号)

キ 実施体制計画書(様式7号)

ク 経費積算見積書(様式8号)

ケ 添付書類

- ・登記簿謄本(法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類)(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)
- ・法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書(直近1年分)※未納がないことが証明できる納税証明書によること。非課税で納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。

8 委託予定事業者の選定方法

提出された企画提案書をもとに、事業遂行能力、企画提案の内容等を総合的に評価し、委託予定事業者を選定する。

(1) 評価基準：100点

ア 事業の運営方針：10点

- ・事業の目的、内容が十分に理解されているか。

イ 事業の運営体制：40点

- ・業務を確実に遂行できる運営基盤のある組織体制であるか。(10点)
- ・個人情報保護及び管理するための措置が講じられているか。(10点)
- ・SNSを活用した相談業務や、困難・課題を変える女性の相談業務についての実績が十分にあるか。(10点)
- ・関係団体との協力体制が十分であるか。(10点)

ウ 事業の企画内容：30点

- ・事業の実施が効果的かつ円滑に遂行できるか。（20点）
- ・相談者の方が相談しやすい工夫がなされているか。（10点）

エ 地域点：10点

- ・地元企業（神戸市内に本社がある団体）の場合（10点）
- ・準地元企業（支店等が市内にある団体）の場合（5点）

オ 価格点：10点

<算出式>

$(\text{全参加申請者のうち最も低い提案価格}) / (\text{当該参加申請者の提案価格}) \times 10$

(2) 選定方法

- ① (1)に定める内容点の合計点が最も高いものを委託予定事業者とする。
- ② ①による最高得点者が複数ある場合は、内容点のうち「事業の運営体制」の点数が最も高い者を委託予定事業者とする。さらに「事業の運営体制」の最高得点者も複数ある場合は、「事業の企画内容」の点数が最も高い者を委託予定事業者とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また神戸市ホームページに掲載する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

9 契約締結事務等に関する事項

- (1) 委託予定事業者の企画提案に基づき、委託予定事業者と神戸市との間で最終的な仕様等について協議・調整を行った上で、委託契約を締結する。
- (2) 委託予定事業者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点者と委託契約を締結できるものとする。

10 その他

- (1) 当該プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。
- (3) 提出された書類は、神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるもの（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追

加提出若しくは再提出は認めない。

- (6) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については，参加者が負うものとする。
- (7) 参加者は，委託契約候補者の選定後，この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

11 担当課（問い合わせ・企画提案書等送付先）

神戸市企画調整局男女共同参画センター

〒650-0016

神戸市中央区橘通 3 - 4 - 3

電話 078-361-6978

E-mail : danjyo@office.city.kobe.lg.jp